

府中第六中学校PTA個人情報取扱規則

（目的）

第1条 本規則は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づき、府中第六中学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適切な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」とする。）の取扱いについて定める。

（指針）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱いについては、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

（収集方法）

第4条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

（利用目的）

第5条 本会では個人情報を次の目的以外に使用しないこととする。

- ① PTA 会費納入に係る手続きと管理
- ② 資料及び書類の送付
- ③ PTA 活動及び校外活動に必要な名簿等の作成
- ④ 役員・委員選出
- ⑤ PTA 活動の諸連絡
- ⑥ PTA 広報活動

（管理）

第6条 個人情報は、本会役員が適正に管理し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに処分する。

（保管）

第7条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第9条 本会は、個人情報第三者（前条の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 第三者の氏名
- ② 提供する対象者の氏名
- ③ 提供する情報の項目
- ④ 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第10条 本会は、第三者（前条各号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- ① 第三者の氏名
- ② 第三者が個人情報を取得した経緯
- ③ 提供を受ける対象者の氏名
- ④ 提供を受ける情報の項目
- ⑤ 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(秘密保持義務)

第11条 本会における個人情報の取扱い者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(同意の取り消し)

第12条 1 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に基づいてこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに会長へ報告する。

(改正)

第15条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、本会役員会において審議し、承認をもって改正することができる。また、取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本取扱規則は、令和4年3月7日より実施する。